

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
三八・上北圏域の減災に係る取組**変更**方針(案)
【第2期】



令和4年00月00日

三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

八戸市、十和田市、五戸町、階上町、新郷村、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村、
青森地方气象台、青森県

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 三八・上北圏域の減災に係る取組方針

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. 三八・上北圏域（県管理河川）の概要	4
(1) 地形的特徴等	4
(2) 過去の被害状況と河川改修の経緯	6
(3) 河川の整備状況と重要水防箇所	8
4. 現状の取組状況及び課題	10
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項	10
(2) 水防に関する事項	14
(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	17
5. 減災のための目標	18
(1) 減災のための目標	18
(2) 取組の方向性	18
6. 概ね5年で実施する取組	19
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	19
(2) 被害軽減のための取組	23
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	24
(4) 河川管理施設の整備等に関する対策	25
7. フォローアップ	26
巻末資料1 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申（概要）	27
巻末資料2 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定	28

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

こうした背景から設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、国管理河川を中心に、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組みを進めてきた。

このような中、平成28年8月の台風第10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、全ての地域において減災のための取組を推進していくことが求められることとなった。

これらを踏まえ、三八・上北圏域の県管理河川において、河川管理者、県、国、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるために、「三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成29年5月17日に設立した。その第1期として、令和3年度までの概ね5年間で行う取組方針を設定、実施してきた。

本協議会では、三八・上北圏域の地形的特徴や被害状況をはじめ、減災に係る取組状況等の共有を図り、三八・上北圏域の大規模水害に対し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため、第2期として、河川管理者、県、国、市町村が令和8年度までの概ね5年で行う取組方針をとりまとめ、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを実施し、様々な取組を実施してきたところである。

~~しかしながら、平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、平成30年12月に「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」社会資本整備審議会より答申されたことを踏まえ、「水防災意識社~~

~~会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組が拡充されたことを受け、三八・上北圏域における現状や課題を再整理し、令和3年度までの概ね5年間で行う取組方針の変更を行った。~~

他方、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風など、毎年のように全国各地で激甚な水災害（水害や土砂災害）が発生し、さらに今後は気候変動の影響により、さらなる水災害の激甚化・頻発化が予測されている。このような水災害リスクの増大に備えるため、市街地などの氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる総合的な治水対策である「流域治水」が令和2年度から展開されている。

具体的には、本協議会と並行して「流域治水協議会」が設置され、流域全体で取組むべきハード・ソフト対策の全体像である「流域治水プロジェクト」が策定され、各関係機関において取組が実施されているところである。

「流域治水プロジェクト」には本取組方針の第1期で位置づけたハード対策等が取り入れられていることから、第2期の取組方針作成に当たってはこれらを削除し、避難及び水防活動等を中心として取りまとめることとした。

なお、本取組方針における各取組も「流域治水プロジェクト」の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として位置づけられ、共有・実施することとされている。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、~~毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行う~~こととする。なお、本方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

(経緯)

平成29年5月	当初（第1期）取組方針作成
令和2年6月	取組方針改定 「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」 （社会資本整備審議会 平成30年12月）を踏まえた変更
令和4年3月	第2期取組方針作成

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
青森県	知 事
八戸市	市 長
十和田市	市 長
五戸町	町 長
階上町	町 長
新郷村	村 長
六戸町	町 長
おいらせ町	町 長
六ヶ所村	村 長
気象庁 青森地方気象台	台 長
青森県	県土整備部長
青森県	危機管理局長
青森県	三八地域県民局 地域整備部長
青森県	上北地域県民局 地域整備部長

本協議会のアドバイザーは、以下のとおりである。

アドバイザー		
国土交通省	東北地方整備局	河川部
国土交通省	東北地方整備局	青森河川国道事務所
国土交通省	東北地方整備局	高瀬川河川事務所

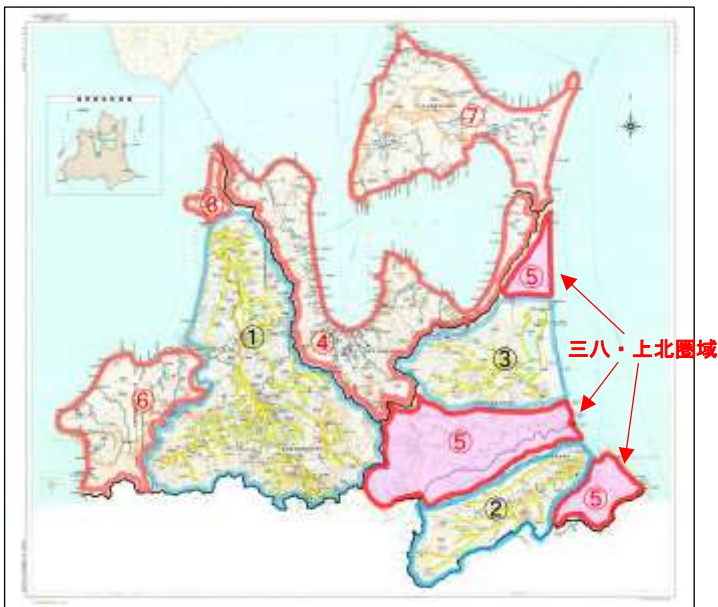
3. 三八・上北圏域（県管理河川）の概要

(1) 地形的特徴等

三八・上北圏域は、県の東南部及び東部に位置し、八戸市、十和田市、五戸町、階上町、新郷村、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村、の2市4町2村で構成され、北部は、むつ圏域及び青森圏域に面し、南部は、岩手県に接し、西部は、十和田湖・奥入瀬溪流などをはじめ、八甲田山系などの美しい自然環境に恵まれ、東部は、太平洋に面している。

面積は、約1,566km²で、青森県全体の16%を占めている。岩手県を起点に太平洋に注ぐ、二級河川新井田川、圏域西部の十和田湖や八甲田山系を起点に太平洋に注ぐ、二級河川奥入瀬川などがある。

本協議会では、三八・上北圏域の二級河川8水系37河川、管理延長374.5kmを減災対策の対象とする。



⑤三八・上北圏域

1. 八戸市
2. 十和田市
3. 五戸町
4. 階上町
5. 新郷村
6. 六戸町
7. おいらせ町
8. 六ヶ所村

	協議会名	設立年
一級河川		
①	岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会	H28年設立
②	馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会	H28年設立
③	高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会	H28年設立
二級河川		
④	青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑤	三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑥	西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑦	むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立

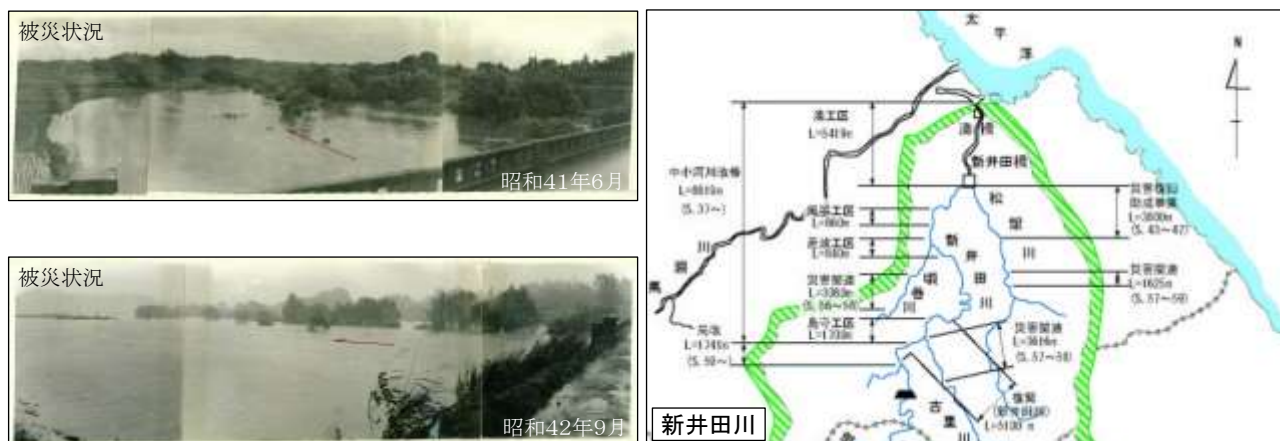
・三八・上北圏域の県管理河川一覧

番号	等級	水系名	(幹川名)	河川名	支派川 次数	管理延長 (Km)	沿川市町村名	
1	2級	新井田川	新井田川	新井田川	幹川	28.6	八戸市	
2	2級		〃	松館川	1次	14.0	八戸市、階上町	
3	2級		〃	頃巻川	1次	11.8	八戸市	
4	2級		〃	古里川	1次	9.8	八戸市	
5	2級	五戸川	五戸川	五戸川	幹川	47.4	八戸市、五戸町、新郷村	
6	2級		〃	堤沢川	1次	0.8	五戸町	
7	2級		〃	三川目川	1次	11.7	新郷村	
8	2級	奥入瀬川	奥入瀬川	奥入瀬川	幹川	70.7	八戸市、おいらせ町、六戸町、十和田市	
9	2級		〃	後藤川	1次	28.2	六戸町、十和田市、五戸町、新郷村	
10	2級		〃	藤島川	1次	15.0	十和田市	
11	2級		藤島川	小林川	2次	7.0	十和田市	
12	2級		奥入瀬川	生内川	1次	9.0	十和田市	
13	2級		〃	熊の沢川	1次	10.8	十和田市	
14	2級		〃	片淵川	1次	7.0	十和田市	
15	2級		〃	中里川	1次	9.0	十和田市	
16	2級		中里川	大石倉沢	2次	4.3	十和田市	
17	2級		〃	冷水沢	2次	4.5	十和田市	
18	2級		冷水沢	湯尻沢	3次	3.0	十和田市	
19	2級		奥入瀬川	蔦川	1次	5.5	十和田市	
20	2級		蔦川	蔦沼川	2次	1.4	十和田市	
21	2級		奥入瀬川	黄瀬川	1次	6.1	十和田市	
22	2級		黄瀬川	滝ノ沢川	2次	1.3	十和田市	
23	2級		〃	鍋倉沢川	2次	1.2	十和田市	
24	2級		〃	二の沢川	2次	1.0	十和田市	
25	2級		〃	橋ヶ瀬沢川	2次	1.1	十和田市	
26	2級		奥入瀬川	大幌内川	1次	3.2	十和田市	
27	2級		〃	小幌内川	1次	3.0	十和田市	
28	2級		〃	惣部川	1次	7.5	十和田市	
29	2級		〃	ソスベ川	1次	3.1	十和田市	
30	2級		〃	十和田湖	1次	13.7	十和田市	
31	2級		十和田湖	宇樽部川	2次	2.0	十和田市	
32	2級		明神川		明神川		4.3	おいらせ町
33	2級		一の川		一の川		3.5	おいらせ町
34	2級	二の川		二の川		5.3	おいらせ町	
35	2級	戸鎖川	戸鎖川	戸鎖川(鷹架沼を含む)	幹川	14.9	六ヶ所村	
36	2級		〃	室ノ久保川	1次	2.6	六ヶ所村	
37	2級	明神川		明神川		1.2	六ヶ所村	
		8水系			37河川	374.5 Km		

(2) 過去の被害状況と河川改修の経緯

新井田川は、昭和14年度から国直轄事業による馬淵川放水路工事に着手し、昭和31年度に馬淵川から切り離され独立した水系となった。

その後、昭和33年9月の洪水被害を契機に、昭和37年度から河口から長館橋までの約5.4kmについて中小河川改修事業に着手し、その後、八戸市南郷島守地内までの約11.3kmに事業区間を延伸したが、平成11年10月の洪水被害を受けたことから、平成11年度から、島守地内を河川災害復旧等関連緊急事業に移行して重点的に改修を進め、平成14年度の事業を完了した。



五戸川は、昭和10年8月洪水を契機とした局部的な改修に始まり、昭和20年9月の枕崎台風による洪水被害に対し、河口から戌橋までの約22.0kmの河川改修を4年間にわたり実施した。

また、昭和35年9月のチリ地震津波、昭和43年5月の十勝沖地震津波と度々大きな被害を受けていることから、昭和63年度より河川高潮対策事業に着手し、平成15年度に事業完了して、河口部の高潮堤防が完成した。しかし、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震による津波被害が発生したことから、平成23年度より地震・高潮対策河川事業に着手し、既存堤防の嵩上げと耐震化を進め、令和2年度に完成した~~ている~~。

奥入瀬川は、昭和22年度より河口から赤田橋までの約11.3kmについて中小河川改修事業に着手し、平成10年度に事業を完了しており、その間、昭和50年8月の洪水被害を契機に、赤田橋から御幸橋までの約11.0kmについて災害復旧助成事業に着手し、昭和54年度に事業完了した。

また、昭和35年9月のチリ地震、昭和43年5月の十勝沖地震による津波被害を契機に、昭和52年度より河川高潮対策事業に着手し、平成4年度に事業を完了し、河口部の高潮堤防が完成したが、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震による津波被害が発生したことから、平成23年度より地震・高潮対策河川事業に着手し、既存堤防の嵩上げと耐震化を進めている。

おいらせ町を流れる明神川は、平成2年9月、平成5年7月、平成6年9月、平成13年9月、平成14年7月、平成16年9月と度重なる洪水被害が発生した。

特に、平成6年9月の豪雨による水害では、床下浸水6戸、浸水面積31haの被害を受けた。このことから平成18年度から総合流域防災事業を実施し、河川改修を行うことにより、平成6年と同規模の洪水に対する、浸水被害の軽減を図っている。



平成11年10月27日から28日にかけて、発達した低気圧の北上に伴い、県内では台風並の暴風雨に見舞われ、頃巻川流域では、降り始めからの総雨量が250mmに達し、8haの農地が浸水し、是川中学校校庭が冠水するとともに県道に架かる差波橋が崩落決壊し通行不能となるなど甚大な被害を受け、頃巻川災害関連事業を実施した。



また、十和田市では、降り始めからの降水量が221mmに達し、1時間に44.5mmの局地的な豪雨を記録するなど、この暴風雨で藤島川流域及び後藤川流域では農地が冠水し、護岸が決壊するなどの大きな被害を受け、後藤川災害復旧助成事業及び藤島川災害関連事業を実施した。



(3) 河川の整備状況と重要水防箇所

- ・三八・上北圏域の河川の整備状況

青森県全体の整備率が~~39.5~~239.5%に対して、三八・上北圏域は32.2%となっている。

(平成~~29~~令和3年3月末現在)

○整備状況(県管理区間)

表の更新

(km)

区分	水系数	河川数	指定延長	要改修延長(A)	整備水準以上			進捗率		整備水準以下又は未着手
					施設完成(B)	施設暫定	計(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
一級河川	3	129	918.4	658.5	151.7	67.1	218.8	23.0%	33.2%	439.7
二級河川	79	157	1,003.4	558.0	203.7	58.5	262.2	36.5%	47.0%	295.8
計	82	286	1,921.8	1,216.5	355.4	125.6	481.0	29.2%	39.5%	735.5

(平成~~29~~令和3年3月末現在)

○圏域別整備状況

表の更新

(km)

圏域名	水系数	河川数	指定延長	要改修延長(A)	整備水準以上			進捗率		整備水準以下又は未着手
					施設完成(B)	施設暫定	計(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
青森	33	46	251.3	183.7	74.0	21.6	95.6	40.3%	52.0%	88.1
三八・上北	8	37	374.5	187.5	43.1	17.2	60.3	23.0%	32.2%	127.2
西北	17	26	184	76	38.3	6.5	44.8	50.4%	58.9%	31.2
むつ	21	48	193.5	110.8	48.3	13.2	61.5	43.6%	55.5%	49.3

用語の定義	整備水準	時間雨量40mm相当の降雨による水害を防止できる。
	整備水準以上	流下能力が整備水準以上の安全度を有する。
	整備水準未満	流下能力が整備水準以上の安全度を下回る。
	施設完成	一定計画に基づく河川管理施設が完成している。
	施設暫定	一定計画に基づく河川管理施設は未完成であるが特定の工種は整備済。 (例:築堤護岸完、掘削残)

・三八・上北圏域の重要水防箇所

三八・上北圏域で管理する37河川、374.5kmに対し、重要水防箇所は、19河川、285.7km（両岸計）となっている。

水系名	河川名	重要水防区間延長		
		A 重要水防区間延長(m) 水防上最も重要な区間	B 重要水防区間延長(m) 水防上最も重要な区間	A+B 総延長(m)
新井田川	新井田川	5,000		5,000
	松館川	15,400		15,400
	頃巻川	17,800	4,000	17,800
	古里川	19,600		19,600
五戸川	五戸川	30,000	30,600	60,600
	三川目川	18,400	3,000	21,400
奥入瀬川	奥入瀬川	49,000	7,500	56,500
	後藤川		24,000	24,000
	中里川	2,600	500	3,100
	熊の沢川		500	500
	片淵川		1,000	1,000
	生内川	7,000		7,000
	藤島川		1,800	1,800
戸鎖川	戸鎖川	9,800	1,600	11,400
	室ノ久保川	5,200		5,200
明神川	明神川	7,000	1,400	8,400
一の川	一の川	2,800		2,800
二の川	二の川	10,200		10,200
合 計		213,800	75,900	285,700

用語の定義	堤防高 (流下能力)	Aランク: 計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。 Bランク: 計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
	堤防断面	Aランク: 現況の堤防断面・天端幅が、計画の堤防断面・計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 Bランク: 現況の堤防断面・天端幅が、計画の堤防断面・計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
	法崩れ・すべり、漏水	Aランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。 Bランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質等からみて法崩れ・すべりや漏水が発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
	・補足説明	※この他、水衝部や洗掘箇所、工作物等設置箇所においても評定基準を定めています。 また、新しく施工された堤防や破堤跡、旧川跡については、注意を要する箇所として「要注意区間」として整理しています。 ※重要水防箇所については、青森県のホームページで公表している水防計画書に記載されています。

※重要水防区間の延長は、要改修区間のうち未改修区間など、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所の左岸延長、右岸延長を合計したものの。

※重複を考慮しているため、総延長はA+Bと一致しない場合がある。

4. 現状の取組状況及び課題

三八・上北圏域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。（別紙－1 参照。）

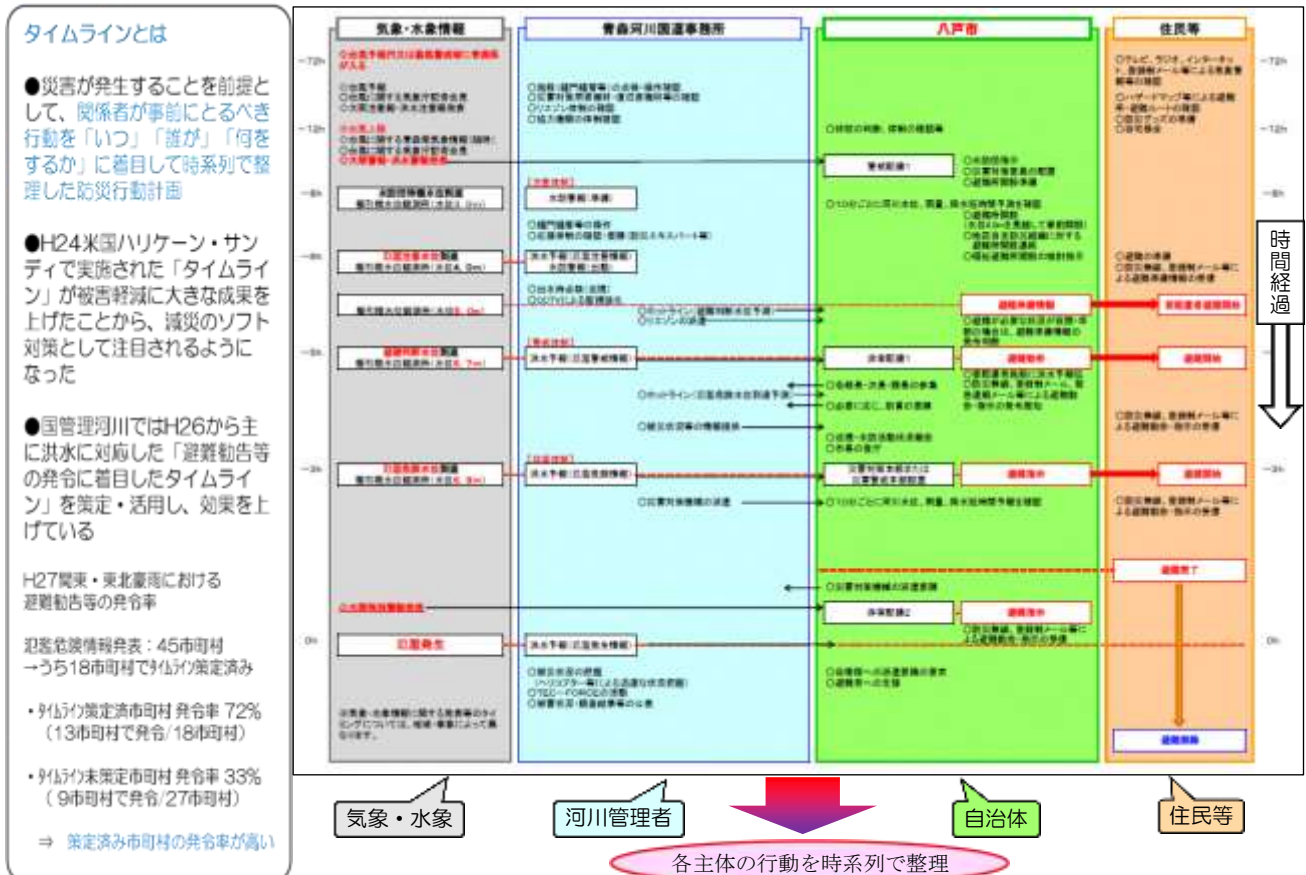
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

a) 避難指示等の発令について

□現状
<ul style="list-style-type: none"> 県は、避難指示等発令の目安となる水位到達情報を水防管理者へ通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知している。 市町村は、水位到達情報や水位情報、気象予報・警報、土砂災害警戒情報等を参考に、避難指示等の発令を行っている。

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令に対して、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川も含め、タイムラインや明確な発令基準（水位、降雨、気象状況など）が必要である。 	1
<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、避難勧告等の発令に対して明確な発令基準が必要である。 【1に集約】 	

タイムラインの例：八戸市（櫛引橋水位観測所）タイムライン（馬淵川）



b) 避難場所等、避難経路について

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図を作成・公表し、関係機関へ提供している。 	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、洪水浸水想定区域図に基づき、避難場所等として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等を作成し、関係住民に周知している。 	
<ul style="list-style-type: none"> 県は、ダム下流部における浸水想定区域図の作成・公表に向けた検討を行うしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、土砂災害警戒区域に基づき、土砂災害ハザードマップ等を作成し公表及び、当該区域に含まれる世帯へ配布している。 	

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図が作成された場合、市町村において速やかに、洪水ハザードマップ等の作成、広域避難計画の策定や関係住民への周知が必要である。 各種の浸水想定区域または警戒区域等の指定・公表並びにハザードマップの作成・周知等が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域／洪水ハザードマップ ダム下流河川の浸水想定図／洪水ハザードマップ 土砂災害警戒区域／土砂災害ハザードマップ 津波災害警戒区域／津波ハザードマップ 	2
<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域が示されていない指定がない地区において、避難場所等、避難経路の策定・周知が必要である。 	3
<ul style="list-style-type: none"> 津波ハザードマップが作成されていない市町村においては、速やかに津波ハザードマップの作成・周知が必要である。【2に集約】 	

浸水想定区域図（五戸川）



洪水ハザードマップ（市町村作成）



c)住民等への情報伝達の方法について

□現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、河川砂防情報提供システムにより、雨量情報・河川水位情報、河川監視カメラ映像などをリアルタイムで公開している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、洪水お知らせメールにより、水位や雨量情報などを登録者に情報発信している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、避難情報を防災無線、広報車、エリアメールや情報発信サービスメール等により伝達している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により避難対象地区住民への情報周知を図っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予警報、水位周知情報の発表形式や土砂災害警戒情報の発表文の見直しを実施し、危険レベルの統一化による災害情報の充実を図っている。

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、情報提供していない河川においても、水位計や河川監視カメラを設置するなど避難行動につながる情報提供をしていく必要がある。 ・ 河川や災害・避難に関する各種情報について、地域住民の確実な避難行動につながるよう、その意味や有効性も含めて分かりやすくかつ確実に情報提供するとともに、その内容を理解してもらう必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位等の情報提供をしていない河川でも対応が必要 ・ 情報発信サービスの利用者が一部にとどまっている ・ 災害情報を発表しても避難行動へ結びついていない ・ ハザードマップの内容（リスク情報や危険レベル等）が避難行動に結びついていない 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時にエリアメールや情報発信サービスメール、WEBによる情報発信を行っているが、一部の利用者にとどまっているため、地域住民への確実な災害情報を伝達する仕組みが必要である。 【4に集約】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報を発表・公表しているが避難行動へ結びついていないことが多いため、各種情報の有効性などお知らせする必要がある。 【4に集約】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の誰もがわかりやすく理解しやすい情報提供が必要である。 【4に集約】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時より防災情報等を活用した避難訓練を実施するなどし、住民にハザードマップ等に記載されている土地のリスク情報や危険レベルなどの災害情報の意味を理解してもらう必要がある。 【4に集約】 	



d) 避難誘導體制について

□現状

- ・市町村職員、消防職員、水防団、自主防災組織等が連携し、危険な地域からの避難誘導を実施している。

■課題

・発災時に地域住民が的確な避難行動をとることができるよう、平素から避難所の場所、避難準備、避難の心得等、周知徹底を図る必要がある。	5
・ 市町村職員と水防団員等の役割を明確にしておく必要がある。 ・発災時に的確な避難誘導ができるよう、市町村職員と水防団員等の役割の明確化や要配慮者に対する避難誘導體制について検討が必要である。	6
・ 要配慮者に対する避難誘導體制が確立されていないため、検討する必要がある。 【6に集約】	
・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を促す必要がある。	7
・市町村職員や水防団、要配慮者利用施設管理者などからの要望に備えて、水害・土砂災害リスクに関する専門家を派遣できるような体制を準備しておく必要がある。	8



総合防災訓練（八戸市）



総合防災訓練（おいらせ町）



自主防災会防災訓練（八戸市 大久保地区連合町内会）

(2)水防に関する事項

a)河川水位等に係わる情報提供について

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市町村に対し、基準水位観測所で観測された水位により、水防警報河川において水防警報、水位周知河川において水位到達情報を発表している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、国や県などの水位観測情報サイトにより、リアルタイムでの情報収集を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、職員、水防団員が目視により、河川の水位や状況を確認している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、消防団事務局が、電話、メール等で、水防団員へ連絡をしている。 	

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位計が設置されていない河川では、目視で確認している状況にあるため、水位計設置の検討が必要である。 	9
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水文観測所における停電対策が必要である。 	10



b) 河川の巡視区間について

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、重要水防箇所を公表し、関係機関と共に合同巡視を実施するとともに、日常から重点的に巡視をしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、出水時には、堤防や護岸などの河川管理施設を点検するため、河川巡視をしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、各水防団が受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施している。 	

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団員の人員不足、高齢化等により、水防活動の対応が出来ない可能性があるため、広報等による団員確保への取組みが必要である。 	1 1
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団員の専門的な知見や技術を習得する機会や、経験が乏しいため、水防訓練の実施や講習会への参加により、技術の向上を図る必要がある。 	1 2



合同巡視状況（十和田市 奥入瀬川 赤沼）



合同巡視状況（八戸市 新井田川・松館川）

c) 水防資機材の整備状況について

□現状

- ・ 県は、水防倉庫に、土のう、シートなどの水防資機材を備蓄し、水防に備えている。
- ・ 市町村は、**防災水防**倉庫、消防団各屯所に水防資機材を**ストック**備蓄し、水防に備えている。

■課題

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ・ 水防倉庫の不足、資機材の老朽化が見られるため、検討する必要がある。 | 1 3 |
| ・ 資機材を活用した防災訓練の実施が必要である。 | 1 4 |



水防倉庫合同巡視状況（十和田市 奥入瀬川）



水防倉庫内備蓄状況（八戸市 新井田川）



水防倉庫内備蓄状況（八戸市 馬淵川）

d) 自治体庁舎の水害時における対応について

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水浸水想定区域に含まれている庁舎、災害拠点病院等の施設もある。 	
■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域には庁舎等ないものの、内水氾濫等が発生した場合に非常用電源の耐水性を確保するための対策が必要である。 ・ 氾濫等が発生した場合に備え、庁舎等の耐水性を確保するための対策が必要である。 【現状に合わせて内容を修正】 	15

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

a) 排水活動及び訓練、施設運用に関する取組

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、内水等を排除するためのポンプ設備を保有していない。 ・ 市町村は、排水機場ごとに操作要領を定めて操作を実施している。 ・ 市町村は、協定締結先の業者や消防団のポンプ車を活用した排水作業をしている。 	
■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定外の雨量に対する排水訓練等が必要である。 	16
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団ポンプ車などによる排水は、本来の用途ではないため、ポンプ内部機構を損傷させる恐れがあるため、検討が必要である。 	17



二ツ森橋下流での排水活動（東北町 H18 出水）



赤川破堤時の排水活動（東北町 H28 台風第9号）

5. 減災のための目標

(1) 減災のための目標

地形的特徴、現状の取組状況及び課題を踏まえ、各構成機関が連携して令和
⇄8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

三八・上北圏域の対象河川は、奥入瀬川水系、五戸川水系、新井田川水系など8水系と4圏域の中で一番少ないものの、河川延長は374.5kmと4圏域の中で一番長く、河川整備率も他圏域に比べ低い。また、重要水防箇所も約285kmと4圏域の中で一番長い。このような状況を踏まえ、三八・上北圏域の県管理河川で発生しうる大規模水害※に対し、「避難する・備える・連携する」ことにより、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」・「社会経済被害の最小化※」を目指す。

- 避難するとは・・・流域住民が主体的に水害リスクを把握し、避難につながる、住民目線のソフト対策が必要です。
- 備えるとは・・・「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との意識を持ち社会全体で洪水氾濫に備えることが必要です。
- 連携するとは・・・氾濫被害の防止や軽減、的確な水防活動を行うため、関係機関が連携し、地域で総力を挙げて対応することが必要です。

※大規模水害……………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

(2) 取組の方向性

河川管理施設等の整備を着実に進めるとともに、以下の取組を行っていく。

1)円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等の**実効性の確保**に関する取組
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

2)被害軽減のための取組

- ①水防体制の**充実強化**に関する取組
- ②多様な主体による被害軽減対策に関する取組

3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照。）



(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	1、4	継続実施	県 市町村 気象台
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	1、4 5、7	継続実施	県 市町村 気象台
水害危険性の周知促進 （水位周知河川の拡大、危機管理型水位計の設置）	1、4 5、9	継続実施	県 市町村
I C T等を活用した洪水情報の提供	1、4	継続実施	県 市町村 気象台
警戒レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	—	継続実施	県 気象台
防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	必要に応じて 今後検討	県
ダム放流情報を活用した避難体系の確立	2	継続実施	県 市町村

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	—	継続実施	県 気象台
避難計画作成の支援ツールの充実	2	継続実施	県
隣接市町村における避難場所等の指定 (広域避難体制の構築) 等	2	必要に応じて 今後検討	県 市町村 気象台
要配慮者利用施設における避難計画の 作成及び避難訓練の実施	6	継続実施	県 市町村 気象台



②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水浸水想定区域等の早期指定、 洪水浸水想定区域図等の作成・公表	2	継続実施	県 市町村
ハザードマップの改良、周知、活用	2、4 6	継続実施	県 市町村
既に保有する浸水実績等の共有、住民 への周知	3、5 6	継続実施	県 市町村
ハザードマップポータルサイトにおける 水害リスク情報の充実	2、4	継続実施	県
災害リスクの現地表示	4	継続実施	県 市町村
防災教育の促進 (指導計画を関係市町村の全ての学校 に共有)	4、5	継続実施	県 市町村 気象台
避難訓練への地域住民の参加促進	4	継続実施	県 市町村
共助の仕組みの強化	4	継続実施	県 市町村
住民一人一人の避難計画・情報マップ の作成促進	8	継続実施	県 市町村 気象台
地域防災力の向上のための人材育成	8	継続実施	県 市町村 気象台



看板設置：五戸川（八戸市）



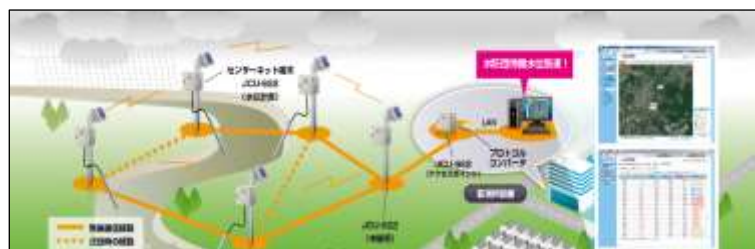
電柱看板設置：五戸川（五戸町）



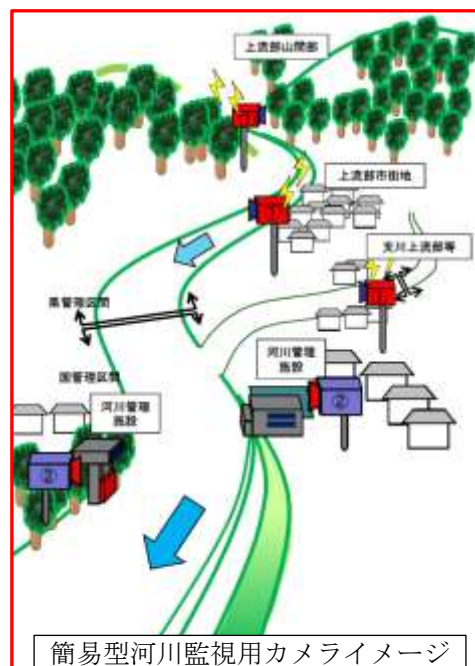
洪水ハザードマップ：五戸川（八戸市）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水予測や水位情報の提供の強化	4、9 10	継続実施	県 市町村 気象台
防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等情報伝達手段の整備	7	継続実施	市町村
避難路、避難場所の安全対策の強化	流域治水へ移行（ハード対策）		
応急的な退避場所の確保	—	継続実施	市町村
河川防災ステーションの整備	—	継続実施	県 市町村



危機管理型水位計ネットワークイメージ



簡易型河川監視用カメライメージ

(2) 被害軽減のための取組

① 水防体制に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
重要水防箇所や水防資機材等について、関係者が共同で点検	1 2、1 3 1 4	継続実施	県 市町村
水防に関する広報の充実 (水防団確保に係る取組)	1 1	継続実施	県 市町村
関係機関、水防団等の技術力向上のため、水防工法訓練等に参加	1 2、1 4	継続実施	県 市町村
水防団間での連携、協力に関する検討	6、1 1	継続実施	県 市町村



水防訓練の状況：馬淵川（八戸市）

② 多様な主体による被害軽減対策に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
浸水想定区域内の市町村庁舎等において、各施設管理者等に対する情報伝達体制・方法の検討	1 5	継続実施	県 市町村
市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 (耐水化、非常用発電等の整備)	1 5	継続実施	市町村
早期復興を支援する事前の準備	—	継続実施	県 市町村

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	16、17	継続実施	県 市町村
浸水被害軽減地区の指定	流域治水へ移行 (被害対象を減少させる対策)		



資機材運搬用トラック



資機材点検の状況



排水ポンプ①



排水ポンプ②

(4)河川管理施設の整備等に関する対策

主な取組項目	実施時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	継続実施	県
本川と支川の合流部等の対策	H30年度から R2年度	県
多数の家屋や重要施設等の保全対策	H30年度から R2年度	県
流木や土砂の影響への対策	H29年度から R2年度	県
土砂・洪水氾濫への対策	流域治水へ移行（ハード対策） R2年度	県
決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防構 造の工夫（危機管理型ハード対策）	H30年度から 検討	県
ダム等の洪水調節機能の向上・確保	必要に応じ て今後検討	県
重要インフラの機能確保	H30年度から R2年度	県
樋門・樋管等の確実な運用体制の確保	必要に応じ て今後検討	県
河川管理の高度化の検討	必要に応じ て今後検討	県



樹木伐採・河床掘削イメージ



透過型砂防堰堤



海岸浸食対策（ヘッドランド）

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や水防計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。